北槎聞略

序引 目録 凡例

巻一

和書門 類
一八三〇八 號
二 函
二 架
一攷二軸一二 冊

内閣文庫
和書 類
一八三〇一 號
一攷二軸一二 冊
一八五 函
一 架

内閣文庫
番號 和 18301
冊數 24 (1)
函號 185 579

185 576

北槎聞略引

寛政四年壬子歳九月伊勢國の漂人
三名を魯西亜國の使船東蝦夷地に送
来れ漂人等はしめ駿州の洋より彼
國の属島に漂着年を逐て彼部中
に經歴し　王都にいたりて女主に謁し
恩允を得て専船を差遣し
皇朝に送還して蝦夷惣轄松前若狭守

書籍館印
日本政府圖書
内閣文庫
淺草文庫

源通廣 東都の
上聽に達し召して御使下され彼
使臣等勞賚歸國事訖まて後漂人を
東都に
召させて 臣國瑞
内旨を奉し 彼國制地俗居廬飲食諸
瑣事に至るまて詳問訊究し 更に
中國の紀載西洋の書冊にもはことのを
參訂攷補して附按とす 書十二卷
圖二卷を作る甲寅の秋に至りて書成
く上まつ謹て起本の提要を記し車
志りまし

寛政六年甲寅八月 臣 國瑞謹識

北槎聞略凡例

一 臣國瑞
内旨を奉して此編を撰する固より
事隠密に係れハ他へハのへて外行を無き
書にハのせされハ事の嫌疑を避て又
すへて通暁し易きにこれハ言辭
俚なるを厭ハす只其情実の違ハす事状の
脱漏なからん事を要とするのみ其意

りし文詞を弄して徒に耳目なん
悟に供せんかためにものされしハなり

一坤輿の載人知の及ぶ所總して分ちて
四大部洲とせしを所謂亜細亜。歐羅巴。
亜弗利加。亜墨利加是なり亜細亜より
屬せる諸國々の著しき者ハ
皇朝。支那。印度。韃靼。莫卧兒。百兒
西亜。都尓格。亜剌比亜等なり歐羅巴に
屬せる諸國ハ波尓杜瓦尓。伊斯把泥亜。拂
郎察。熱尓馬泥亜。意太里亜。翁加里亜。
太泥亜諸國大貌利太泥亜。魯西亜等也
此外瑣々たる者ハ枚擧すへからず
亜弗利加。亜墨利加容る所の諸國も亦
數百にありしも抑魯西亜國ハ歐羅巴
洲の東北境に在りて亜細亜洲と壌を
接し幅員りつも廣大なり
加之

近時韃靼の北陸を変じ呑併し
遠く亜墨利加の境に至るまで服
属せしむる諸国なり此書中此国
と称するものは即魯西亜をさして
なり其外属の国亜細亜に係れる処
のものは総称してシビリといふ

一 凡地理を論じては其土の広狭
風気の凛燠境壌の接属遠近を

詳にせざれば要なきものとこれを察
すれは地勢方位をしるを要とす
地勢方位明らかならずんば何をもつて
か幅員風土を詳にすることをえんやよりて

石川忠房村上義礼等か上れる所の

一 漂人等か獲しまゐらする輿地図若
干を模写し地名を訳しあらため
国字をもつて此編に附して

其國の方位形勢を著せ参互対比
して其國の輿地知るへし

一 凡書中載する処蠻國地名人名器具
物産等の名蠻語を以て稱する者ハ
皆片假名をもつてこれを記せ地名
ハ雙傍線を施し人名にハ單傍線を
施せり地名漢譯あるものハ物産
漢名あるものハ皆其の下に細書し
漢名なきものハ和名を記せ和名も
詳ならさるものハ未詳の字を註せ

一 凡片假名をもつて蠻語を記するに
音韻叶協ならさるもの多しよつて
新に例をたつ引呼するものハ字
下に竪点を加へ促呼するものハ字下
に横点を施せ又砂茶茄等の音の
如き二音合呼するものハこれを合書せ

シヤチヤ等皆なりわけてシヤチヤ
キヤに別ち呼ぶ混同せざらしむ

一凡書中謂処の里数皆彼邦の里程を用ふ彼邦の里程ハ五百間をもて一里とす大抵

一皇朝の十丁弱にあたれり皇朝の里法を以て記せることのハ此の割を下に註す

一凡異邦の俗其事と理ともとより通暁し難きことの多し漂人等が説処も失ハ記紙繆もまゝ多かるへし今通塞正駁に拘らて聞りまゝに記録せり其去取ハよりては他日の論正を待にありといふ

臣
國瑞謹識

北槎聞略目次

○巻之一
舩號同影人名
○巻之二
漂海送還始末上
○巻之三
漂海送還始末下

○巻之四
渉歴地名風土人物
夷俗
魯西亜通商五十二國名目
○巻之五
魯西亜世系
風土
人物風俗
姓名稱呼
婚姻
葬禮
誕生并外國人改宗改名
○巻之六
官制并諸官俸銀
服色并職役
醫官

僧官并寺院法會
歳曆
時刻
文字
寶貨
租税
度
量
衡
算盤

○巻之七

屋室 附 佛壇 臥榻 浴室 厠
學校
藥局
官廳 附 囹圄 刑罰
病院

内閣文庫

幼院
市廛
金銀庫并バンカ
戯場并演戯
娼家
○巻之八
年中行事
飲食
酒
醋
焼餅
砂糖
酪
烟草
販賣
○巻之九

橇
キビツカ
輿
舟
武器
刀剱
楽器
銀器

漆器
書籍印版
紙
墨筆
沙漏
カンパルシカ
ビリマリ
象棋

瓦
傘
硝子
蠟燭燈火
石鹸
番瀝青
石盤寫字
雜載

○巻之十
物産
草
木
鳥
獸
魚
蟲

金石
○巻之十一
言語
○附録
魯西亜略記

北槎聞略巻之一

東都侍醫法眼桂川甫周國瑞奉
旨撰

○船號同影人名

伊勢國白子百姓彦兵衛船神昌丸
積高千石
一船頭 伊勢国若松村百姓
光太夫
子四十二歳

一荷物賄方　生国同断　小市　子四十六歳
巳歳四月二日蝦夷地子ムロにて病死
一水手　生國同断　礒吉　子二十九歳
右三人今度魯西亜國の船にて送り
還され
一上乗　紀伊國稲生村百姓　作次郎
卯歳十月廿三日アミシマツカにて病死
一船親父賄方　船中諸式　伊勢國若松村百姓　三五郎
同年八月九日同所にて病死
一船表賄方　帆之上下柁の左右とも司る　伊勢國粟名村百姓　次郎兵衛
同年八月廿日同所にて病死
一水手　伊豆國小浦村百姓　安五郎
同年十月十六日同所にて病死
一同　伊勢國若松村百姓　清七
同年十二月十七日同所にて病死
一同　志摩國小濱村百姓　長次郎

同年十二月廿日同所ニて病死
一同　伊勢国若松村百姓　藤助
辰歳九月晦日同所ニて病死
一爨　生国同断　與惣松
申歳四月五日カムシマツカニて病死
一水手　志摩国小濱村百姓　勘太郎
同年四月十一日同所ニて病死
一同　伊勢国若松村百姓　九右衛門

亥歳正月十三日イルコツカニて病死
一同　生国同断　銭八
卯歳七月十五日船中ニて病死
一同　生国同断　藤吉
申歳五月六日カムシマツカニて病死
一同　同国若松村百姓　庄蔵
一同　同断　新蔵
右両人ハ病気ニて彼邦の教法を受

姓名を改イルコツカに止りしみおく
以上合〆十七名
漂人を送還為し魯西亜の船をエカテリナビリガンテンと號し長さ十五間
幅三間弱
一護送使臣　官ポロッチク　アダム キリロウイチ ラックスマン　子二十八歳
一船司　官クラポッシキ　ワシレイ ヒョードロウイチ ロフツォーフ　子五十五歳
一通事　官セリザント　エゴル イワノウイチ トゴルコフ　子三十四歳

一總理　同　イワン ヒーリッポウイチ タラッペジニコフ　子三十六歳
先年南部より漂流せし久助といふものゝ子なり
一小船頭　同　ワシレイ イワノウイチ ヲレツーフ
一同　同　ヒーリッポ エキモウイチ ムホッペレーフ
一先導　デミテレイ ヤコレウイチ シマバリン
此者先年蝦夷の地アッケシに来りし由
一商人　ウラス ニキフルウイチ バビコーフ　子三十一歳

一同

イウンギリゴンウィチポルノモシイ　子四十三歳

一　官セリザント

ワシレイイワノウィチコーハ　子十六歳

ヲホツカ郡官の子なり

一　アレクセイワシレウィチロフツーフ　子十二歳

船司の義子なりもと北亜墨利加の

人なりとぞ

右之外小吏十名水手十八名漂人三

名

合船四十一名

内閣文庫